# 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙５

集落維持・活性化促進事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第３の５、第４の５、第５の５、第６の４、第７の５、第12の６関係）

## 第１　交付対象事業、交付対象経費等

### １　集落デマンド交通導入事業（ハード系事業及びソフト系事業）

(1) ハード系事業

ア　交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のために実施するデマンド交通導入のための設備整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

なお、「デマンド交通」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送のうち、利用者の需要に応じて運行するものをいう（身体障がい者等に限定した福祉有償運送を除く。以下同じ。）。

イ　交付対象経費

交付対象経費は、次の経費とする。

(ｱ) デマンド交通事業の実施に必要な車輌購入費（乗車定員10人以下の車両に限る。）

(ｲ) 配車システム導入経費（利用者情報等の管理や利用者の予約情報等を車両へ伝達するための情報関連機器、ソフトウエア等の購入経費をいう。）

ウ　実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ｱ) 市町村、一部事務組合及び広域連合

(ｲ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ　交付金の算定方法

ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

オ　その他

実施主体が、デマンド交通の導入のため、同一年度に複数の設備を整備する場合は、それらをまとめて１件とみなす。

(2) ソフト系事業

ア　交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、デマンド交通を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

イ　交付対象経費

交付対象経費は、デマンド交通を運営するために必要な次の経費とする。

(ｱ) 備品購入費

(ｲ) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）

(ｳ) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）

(ｴ) 役務費

(ｵ) 使用料及び賃借料

(ｶ) 委託費

ウ　実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ｱ) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(ｲ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ　交付金の算定方法

(ｱ) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には､交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。

(ｲ) ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(ｳ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

オ　継続事業の取扱い

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。

カ　交付金の限度額の特例

ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業における限度額については、制度要綱第６の１の表の(1)のアの(ｲ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ　その他

実施主体が、複数の集落を対象に一体的にデマンド交通を運営する場合については、それらをまとめて１件とみなす。

## ２　集落巡回販売（買物支援）事業（ハード系事業及びソフト系事業）

(1) ハード系事業

ア　交付対象事業

交付対象事業は､集落の課題解決のために実施する移動販売のための設備整備事業(国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

なお、「移動販売」とは、集落を巡回し、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売を行う形態（特定の販売品目のみの販売や特定世帯、施設に訪問しての販売は除く。）のものをいう（以下同じ。)。

イ　交付対象経費

交付対象経費は、移動販売の実施に必要な車輌を購入する経費とする。

ウ　実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ｱ) 市町村、一部事務組合及び広域連合

(ｲ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ　交付金の算定方法

ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

オ　その他

実施主体が、移動販売を実施するため、同一年度に複数の車両を購入する場合は、それらをまとめて１件とみなす。

(2) ソフト系事業

ア　交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、移動販売を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

イ　交付対象経費

交付対象経費は、移動販売事業の運営に必要な次の経費とする。

(ｱ) 備品購入費

(ｲ) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）

(ｳ) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）

(ｴ) 役務費

(ｵ) 使用料及び賃借料

(ｶ) 委託費

ウ　実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ｱ) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(ｲ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ　交付金の算定方法

(ｱ) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には､交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。

(ｲ) ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(ｳ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。)。

オ　継続事業の取扱い

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。

カ　交付金の限度額の特例

ウの(ｲ)が実施主体となる市町村が補助する事業における限度額については、制度要綱第６の１の表の(1)のアの(ｲ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ　その他

複数の集落を対象に一体的に移動販売を運営する場合については、それらをまとめて１件とみなす。

**３　集落空き家・空き店舗活用促進事業（ハード系事業のみ）**

(1) 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、空き家、空き店舗等を活用する次のいずれかに該当する事業のうち、局長が特に必要と認める事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

ア　１の(2)に定める事業の事務所等として整備する事業

イ　２の(2)に定める事業の事務所等として整備する事業

ウ　４の(1)に定める事業を実施するための施設として整備する事業

エ　集落支援員又は地域おこし協力隊の詰所として整備する事業

オ　その他公の施設として整備する事業

(2) 交付対象経費

交付対象経費は、次の経費（実施要綱第４の１の(1)に定める対象外経費を除く。）とする。

ア　空き家、空き店舗等の購入経費

イ　(1)で規定する事業を実施する施設として使用するため、空き家、空き店舗等を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る。）

(3) 実施主体

事業の実施主体は、市町村、一部事務組合及び広域連合とする。

(4) 交付金の算定方法

過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

(5) 継続事業の取扱い

事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

(6) 交付金の限度額の特例

交付金の限度額は次のとおりとする。

ア　上限額

1,000万円（集合住宅は、2,000万円）

イ　下限額

50万円

(7) その他

１施設ごとに(2)のア及びイに該当する経費を合算し、１件として取り扱う。

**４　公設民営施設整備事業（ハード系事業のみ）**

(1) 交付対象事業

交付対象事業は、事業の取りやめにより、当該集落地域に住民生活の維持に必要な民間事業者が存在しない場合に、市町村所有の建物において、撤退した民間事業者が行っていた事業を他の民間事業者に実施させるために行う店舗等の整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

(2) 交付対象経費

交付対象経費は、次の経費（実施要綱第４の１の(1)に定める対象外経費を除く。）とする。

ア　撤退した商店等の空き店舗の購入経費

イ　(1)で規定する事業を実施する施設として使用するための空き店舗等の改修又は補修経費

(3) 実施主体
事業の実施主体は、市町村、一部事務組合及び広域連合とする。
(4) 交付金の算定方法
過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
(5) 継続事業の取扱い
事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

**５　その他集落対策事業（ソフト系事業のみ）**

(1) その他集落の維持・活性化に資する事業
ア 交付対象事業
集落の課題解決のために実施する次の事業のうち、局長が特に認める事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）
(ｱ) 集落対策行動計画策定事業
交付対象事業は、「北海道における集落対策の方向性」に基づく「行動計画」を策定する事業とする。
(ｲ) 買物困難地域における店舗の運営
交付対象事業は、高齢者等が徒歩で外出し、買い物を行うことが困難であると局長が認める地域において、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売する店舗の運営とする（特定の販売品目のみを販売する店舗や特定世帯、特定施設のみを対象として販売する店舗を運営する事業を除く。）。
(ｳ) 高齢者サロン、集会場、葬儀場の運営
(ｴ) 冬季集住用施設（体験用施設に限る。）の運営
(ｵ) 集落の課題解決に資する事業で局長が特に必要と認める事業
イ 交付対象経費
(ｱ) アの(ｱ)に該当する事業
交付対象経費は、交付対象事業に要する経費（実施要綱第４の１の(2)に定める対象外経費を除く。）とする。
(ｲ) アの(ｲ)から(ｵ)までに該当する事業
交付対象経費は､アの(ｲ)から(ｵ)までに定める事業の実施に必要な次の経費とする。
ａ　備品購入費
ｂ　賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）
ｃ　需用費（食糧費及び交際費を除く。）
ｄ　役務費
ｅ　使用料及び賃借料
ｆ　委託費
ウ　実施主体
(ｱ) アの(ｱ)に該当する事業の実施主体は、市町村とする。
(ｲ) アの(ｲ)から(ｵ)に該当する事業の実施主体は、次の者とする。
ａ　市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等
ｂ　非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）
エ　交付金の算定方法
(ｱ) 事業実施にあたり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には､交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。
(ｲ) ウの(ｲ)のｂが実施主体となる事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
(ｳ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
オ　継続事業の取扱い
継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事

業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。

カ　交付金の限度額の特例

ウの(ｲ)のｂが実施主体となる事業における限度額については、制度要綱第６の１の表の(1)のアの(ｲ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ　その他

複数の集落を対象に一体的に事業を実施する場合については、それらをまとめて１件とみなす。

(2) その他イベント開催、調査研究事業等

ア　交付対象者

(ｱ) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(ｲ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者

イ　交付対象事業

交付対象事業は、集落における課題解決に資する事業のうち、実施要綱第３の１の(2)のアに定める事業（同イに定める対象外事業を除く。）とする。

ウ　交付対象経費

交付対象経費は、 交付対象事業に要する経費（実施要綱第４の１の(2)に定める対象外経費を除く。）とする。

エ　交付金の限度額

実施要綱第５の１の(2)のア及びイの規定を適用する。ただし、アの(ｲ)に交付する場合は、制度要綱第６の１の表の(1)のアの(ｲ)における局長が適当と認める者の規定を適用する。

オ　交付金額の算定

実施要綱第６の１の(2)の規定を適用する

カ　継続事業の取扱い

実施要綱第12の２の(1)のイの規定を適用する。

**第２　事業計画の提出（実施要綱第７の５関係）**

実施要綱第７の５に定める関係書類は、次のとおりとする。

1　デマンド交通導入事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

(2) ソフト系事業

集落維持・活性化促進事業（デマンド交通導入事業）実施概要書（別記第44号様式）

2　集落巡回販売（買物支援）事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

(2) ソフト系事業

集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（別記第45号様式）

3　集落空き家・空き店舗活用促進事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

4　**公設民営施設整備事業**

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

5　その他集落対策事業

(1) その他集落の維持・活性化に資する事業

集落維持・活性化促進事業（その他集落対策事業）実施概要書（別記第46号様式）

(2) その他イベント開催、調査研究事業等

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第２号様式）

**第３　交付申請及び実績報告（実施要綱第８及び第11関係）**

事業告示で示す交付申請書及び実績報告書に添付すべき関係書類の別に指示する様式は、次のとおりとする。

1　デマンド交通導入事業（ソフト系事業）

集落維持・活性化促進事業(デマンド交通導入事業)実施概要書（別記第44号様式）

2　集落巡回販売（買物支援）事業（ソフト系事業）

集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売(買物支援)事業）実施概要書（別記第45号様式）

3　その他集落対策事業（その他集落の維持・活性化に資する事業）

集落維持・活性化促進事業(その他集落対策事業)実施概要書（別記第46号様式）

**第４　交付対象事業の採択**

交付対象事業は、優先的に採択する事業として取り扱うものとする。なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。